

令和4年第11回稲城市教育委員会定例会

1 令和4年11月15日、午前10時から、地域振興プラザ4階大会議室において、令和4年第11回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

今泉 浩史（教育長職務代理者）

吉田 伸幸

三戸 美代子

北川 英一

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長 佐藤 知子

教育指導担当部長 岸 知聡

教育総務課長 長崎 健

学務課長 町田 義信

指導課長 高橋 達也

生涯学習課長 工藤 紀

学校給食課長 佐藤 由美子

図書館課長 久野 由人

1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 涌田 恵一郎

教育総務課教育総務係 加藤 綾子

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

(1) 日程第1 会議録署名委員の指名

(2) 日程第2 会期の決定

(3) 日程第3 教育行政報告

(4) 日程第4 第25号議案

「令和4年度教育費補正予算（第3号）の提出について」

(5) 日程第5 第26号議案

「令和5年度教育費予算要望書の提出について」

(6) 日程第6 報告事項

教育長職務代理者 　ただ今から、令和4年第11回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。
はじめに、本日は吉田委員より遅刻する旨の届け出がありますのでご報告申し上げます。

　なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育長職務代理者及び在任委員の過半数が出席しておりますので、本会を開催いたします。

　それでは、日程第1　本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。会議録署名委員については、指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教育長職務代理者 　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、北川委員にお願いいたします。

　次に、日程第2「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教育長職務代理者 　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

　次に、日程第3「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

〔 教育行政報告 〕

教育総務課長 　1 教育委員会後援名義について
2 令和4年10月東京都市教育長会庶務課長会定例会について
3 学校開放事業について

学務課長 　1 不登校による欠席児童・生徒数について（10月分）
2 学校給食費滞納者に対する支払督促申立てについて
3 令和4年度第3回東京都市学事・保健・給食担当課長会について
4 令和4年度就学時健康診断について
5 学校給食費未納者への督促状発付について
6 学校給食費未納者への電話催告（督促）について
7 新型コロナウイルス感染症による稲城市立学校の学級閉鎖等の状況について
8 令和4年度児童・生徒数、学級数について（令和4年10月1日現在）

- 指導課長
- 1 担当者事業について
 - 2 推進事業について
 - 3 研修事業について
 - 4 学校訪問事業について
 - 5 教育センター関係について
- 生涯学習課長
- 1 社会教育委員関係について
 - 2 社会教育活動の振興について
 - 3 芸術文化活動の振興について
 - 4 二十歳の式典関係について
 - 5 文化財の保護と普及について
 - 6 生涯学習推進事業について
 - 7 放課後子ども教室参加状況（9月分）について
 - 8 公民館主催事業の実施状況について
 - 9 iプラザの主な主催事業の実施状況について
 - 10 生涯学習課利用統計について（公民館9・10月分、iプラザ9月分）
- 学校給食課長
- 1 第2回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会給食運営管理研究部会について
 - 2 第3回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会献立研究部会について
 - 3 令和4年度第3回東京都市学事・保健・給食担当課長会について（再掲）
 - 4 第4回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会献立研究部会について
- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
 - 3 分館主催行事について
 - 4 巡回資料展示会について
 - 5 城山体験学習館の主な事業について
 - 6 地域との連携について
 - 7 学校との連携について
 - 8 図書館の利用状況（令和4年9月・10月）について

教育長職務代理人

教育行政報告が終わりました。

本日は議事進行の都合により、日程第5 第26号議案を先に行い、その後、日程第4 第25号議案、日程第6 報告事項を行うことといたします。

それでは、日程第5 第26号議案「令和5年度教育費予算要望書の提出について」、日程第4 第25号議案「令和4年度教育費補正予算（第3号）の提出について」及び日程第6 報告事項のうち「2 国家賠償請求訴訟における判決について」を議題といたします。

なお、第25号議案及び第26号議案は予算案件、報告事項2は個人に関する事項であることから非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教育長職務代理者 ご異議なしと認めます。よって、第25号議案、第26号議案及び報告事項2は非公開審議といたします。

これより非公開審議に入りますので、関係者以外の退席を求めます。暫時休憩いたします。

（ 暫時休憩 ）

※関係者以外の職員が退室する。

（これより第25号議案、第26号議案及び報告事項2は非公開審議）

（非公開審議会議録は別紙）

（これにて第25号議案、第26号議案及び報告事項2の非公開審議は終了）

（ 暫時休憩 ）

※ 退出した職員が入室する。

教育長職務代理者 それでは、再開いたします。

これより、第25号議案「令和4年度教育費補正予算（第3号）の提出について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

教育長職務代理者 挙手全員であります。よって、第25号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第26号議案「令和5年度教育費予算要望書の提出について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長職務代理者 挙手全員であります。よって、第26号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 報告事項です。

報告事項1「令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果概要について」を指導課長より説明をお願いいたします。

指導課長。

指導課長 それでは、タブレットの報告事項1をお開きください。

令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果の概要につきまして、ご報告させていただきます。

本調査でございますが、児童生徒の問題行動等について全国の状況を調査、分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、本調査を通じて実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応につなげていくことを趣旨といたしまして、文部科学省が実施している調査でございます。

調査項目のうち小中学校を対象としております暴力行為、次にいじめ、そして最後に長期欠席の3点について、ご報告いたします。

資料1 ページ目は、暴力行為の状況についての調査結果でございます。

まず暴力行為につきましては、「対教師暴力」と「生徒間暴力」、そして「対人暴力」、最後は「器物損壊」という4形態に分かれております。

令和3年度の暴力行為の合計発生件数でございますが、2の(1)をご覧ください。

小学校1件、中学校が2件でございます。市内の発生件数について、令和2年度に引き続き小中学校とも大変少ない状況ではございます。稲城市と全国の児童生徒1,000人当たりの暴力行為の発生件数を比較いたしましても、小中学校いずれの形態も、稲城市の合計発生件数は、全国の発生件数よりも少ない結果になっております。

続いて、(2)対教師暴力の状況でございますが、こちらは小中学校ともに0件でございます。

続きまして、(3)生徒間暴力、こちらは小学校が0件、中学校が2件ございました。令和2年度より中学校が2件増加しています。生徒1,000人当たりの発生件数は、稲城市は0.8で、全国は5.3ということなので、全国と比べますと少ない結果にはなっております。

次のページ、2ページをご覧ください。

対人暴力でございます。こちらは小中学校ともに0件です。

(5)器物破損ですが、小学校で1件、中学校は0件でございます。児童1,000人当たりの発生件数は、稲城市は0.2で全国は0.8ということですから、全国と比べても少ないという現状ではございます。

この暴力行為につきまして、担当課といたしましては、令和3年度について全体的に件数は減少していることから、児童生徒がコロナ禍であってもある程度落ち着いて学校生活が送れているというふうに分析はしております。しかしながら、中学校で発生した生徒間暴力については、その要因をしっかりと振り返り、発生後の適切な指導と日々の未然防止の指導を徹底していくことが重要であると認識し、定例校長会や生活指導主任会を活用して指導してまいります。

また、稲城市全体として、これまでに引き続き道德教育や人権教育等命の大切さや人権尊重の精神、道德心の育成、規範意識の醸成を図ってまいりたいと考えております。

続きまして3ページ目です。いじめの状況の調査結果でございます。

令和3年度のいじめの認知件数につきましては、小学校が1,523件、中学校が67件でございます。令和2年度と比較しまして、小中学校ともに認知件数は増加しております。特に小学校は8倍増加しました。稲城市と全国の小中学校1校当たりのいじめの認知件数を比較いたしますと、稲城市の小中学校ともに全国の認知件数よりも多いという結果になっております。この理由につきましては、小中学校とも法に基づくいじめの定義をしっかりと理解し、児童生徒が傷ついたり困ったりしている、そういった声を積極的に受け止め、いじめと認定し、指導したことによるものと考えられます。

いじめの現在の状況につきまして、小中学校合わせて1,590件中解消しているものは1,232件、解消に向けて取組中のものが358件でございます。

いじめに係る行為の解消というところでございますが、被害者に対する心的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当期間継続していることにより解消と判断することになっております。この期間につきましては、少なくとも3か月以上経過しているものを目安として示されております。したがって、発生から3か月がたっていない事案につきましては、解消に向けて取組中ということでカウントしております。

いじめの解消に向けて取組中の事案につきましては、既に学校の対応によっていじめの行為自体一定の解消が図られているものがあるという報告は受けております。

続きまして、いじめの態様についてでございますが、稲城市では、小中学校ともに、3ページ目の4のところですが、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多い結果になっております。これは

令和2年度も同様の結果でございました。

次の態様として件数が多いものとしましては、小中学校ともに「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」、その次が「仲間はずれ、集団による無視をされる」の順になっておりました。

いじめ問題につきましては、いじめは絶対に許されない行為であること、法に基づくいじめの定義を引き続きしっかり理解すること、いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得るものと認識して、学校いじめ防止基本方針に基づき、日常的な未然防止の取組と組織対応、早期解決の取組を一層推進することが大切であると認識しております。

いじめ防止の取組といたしまして、本市は、平成30年度より毎年11月に稲城市立学校いじめ防止啓発月間を設定して、全小中学校においていじめ防止のための取組を重点的に推進しております。いじめ防止啓発月間を活用して、児童生徒が主体的にいじめ防止への取組を行う等意識の向上を図るとともに、いじめの認知については法の定義に即ししっかりと認知するという意識啓発について、引き続き学校に指導してまいります。

次に4ページ目をご覧ください。長期欠席の状況の調査結果でございます。

長期欠席につきましては、令和3年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒数について調査しております。

令和3年度の長期欠席児童生徒数につきましては、表がちょっと見づらいと思えますけれども、小学校が、右から三つ目のところに「計」というのがありますが、その6学年分を足していきますと116となります。中学校はその下、3学年分足して134でございます。

そのうち、表の左側にある病気、そして経済的理由等を除いた不登校、ちょうど表の真ん中辺りになりますけれども、不登校の児童生徒数につきましては、小学校が54、中学校が112でございます。令和2年度と比較しまして、小中学校ともに不登校児童生徒の数は増加している状況でございます。稲城市と全国の在籍児童生徒数における不登校児童生徒数の割合を比較しますと、小中学校とも全国の割合よりもやや低いという結果ではございます。

不登校につきましては、引き続き児童生徒が登校渋り等の傾向が見られたとき、初期段階から組織的にきめ細やかな支援を行うとともに、長期化を防ぐよう学校に指導してまいります。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談室の相談支援等の活用により、児童生徒及び保護者からの相談に対応するとともに、適応指導教室梨の実ルームにおける学習支援や相談対応、タブレット端末を活用したオンライン授業の配信を講じるとともに、学校復帰や進路選択に向けた支援の一層の充実を今後も図ってまいりたいと考えております。

以上簡単でございますが、令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果の概要を報告させていただきます。

教育長職務代理者 以上で、報告事項1「令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果概要について」の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

三戸委員。

三戸委員 3ページのいじめの状況、いじめの認知件数がかなり増えているところについて、先ほど、子どもたち自身も、こういうことがいじめだということがきちんと分かり、そしてそれを先生方に伝えられるというところがあったというところで増えたという考察がございましたけれども、もう一つちょっと心配していますのが、小学校で特に大きく増えているようなので、4番、いじめの態様のところの一番上の項目が、恐らくインターネット等を通じたような悪口とかそういったことをいじめとして受けているのではないかなというふうに推察されるんですけども、令和2年度は登校自体少なかったもので、その増え方がかなり大きくなっているところ、そこに例えば子どもたちがデバイスを自分で使えるようになっていたりとか、ネットワークに参加しやすくなっているというようなところで、もし何か情報がございましたら、教えてください。

教育長職務代理者 指導課長。

指導課長 まず小学校のほうが認知件数が大きく伸びておりますが、これは肯定的に考えますと、それだけ困っている子どもたちの状況を先生方がしっかりと認知した、その上で、認知するだけではなく、当然対応しているということで早期的な対応につながっている、その表れというふうに考えております。

冷やかしかからかいとか、そういったことなんですが、これはインターネット上だけというわけではなく、どちらかというところ日常的なところでちょっと言われた。ちょっとというのが大人目線かもしれませんが、言われた本人にとってはすごく傷ついている。そのことをちゃんと認めて、これはいじめだねというふうに受け止めて指導しているところが多く出ています。特に小学校のほうは、インターネットというよりも、日常的な生活の中での言葉等を受けての結果というふうに分析しております。

以上です。

教育長職務代理者 三戸委員。

三戸委員 ご説明ありがとうございます。
であれば、例えば、意識せずとも相手が嫌だと考えたことがいじめであっ

たりハラスメントにつながるというところの教育が小さな学年からしっかりできているということで、安心いたしました。小学校、中学校を訪問させていただいても、生徒さんと先生方の信頼関係を非常に感じておりますので、そういったところも、日頃の先生方のご努力によってこういった数字につながったのではないかなというふうに理解いたしました。最後は意見です。

教育長職務代理者　ほかに。
北川委員。

北川委員　いじめの状況の内訳なんですが、重大事態に相当するようなものというのはどのくらいあるのか、その辺のところを教えていただければと思います。

教育長職務代理者　指導課長。

指導課長　令和3年度におきましては、重大事態に値するいじめ案件は0件でございます。
以上です。

教育長職務代理者　北川委員。

北川委員　今年度は、年度途中ですが、それもないということによろしいですか。

教育長職務代理者　指導課長。

指導課長　令和4年度11月段階としまして、重大事態に値するような事案は今のところ0件でございます。
以上です。

教育長職務代理者　北川委員。

北川委員　日頃からのきめ細やかなご指導ありがとうございます。

教育長職務代理者　ほかに。
私からも1点。このいじめの状況のところなんですけれども、平成25年にいじめ対策推進法が出来上がりまして、それ以降のところ、恐らく平成30年度がこの表だと一番古いと思うんですけれども、29年、28年辺りから見ると、多分その辺りから積極的に認知していこうというのがあって、増えてきていたんじゃないかなと記憶をしております。

ここ数年減ってきていたなというところだったんですが、今回令和3年度で8倍というのが、先ほどのお話の中ではきめ細やかに認知できているというお話でしたけれども、8倍というのはかなり強烈的な数字だなというふうに受け止めました。この辺り、もしもうちょっと詳細が何か分かるようであれば、少し教えていただければと思います。

指導課長。

指導課長　まず令和2年度につきましては、年度途中で緊急事態宣言による学校の臨時休業があった。そこで人との関わりが大分薄かった時期が長く続いたので、いじめに当たるような関わり合いも非常に少なかったことによる現象が令和2年度には起きていたというふうな分析ができると思います。

令和3年度に向けては、いじめの定義というものを国のほうや東京都からも、もう一度学校現場でしっかりと認識して、大きい、小さい関係なくいじめというものをしっかりと認知しましょうということがあり、教育委員会指導課としても各学校に徹底的にそこは指導しました。

そのことによって、これまで見過ごしていたわけではないと思うんですけども、先生方も子どもたちに、これもいじめだよという、そういった指導が丁寧に行われたことによって、じゃあ、この困っていることはいじめって言うていいのかなというふうに子どもたちも受け止め、それを先生方も、そうだね、これはあなたが苦しんでいる、傷ついていることだからいじめと、それで対応していこうということになったことから、大きく件数が伸びたというふうに考えているところでございます。

以上です。

教育長職務代理者　ありがとうございます。

かなり小さい段階から芽を摘んでいこう、大きないじめにならないようにというところを理解できました。アンケート用紙での回答を得ているような形になるのでしょうか。

指導課長。

指導課長　資料にはございませんが、小学校はアンケート等による発見が1,000件以上ありますので、小学校の場合は主にアンケートによるものが大きくウェイトを占めております。ちなみに、中学校のほうも同様に、やはりアンケートから発見されたという件数が多くなっている状況でございます。

以上です。

教育長職務代理者　ありがとうございます。

そのアンケートというのは、小中学校で多少内容、言葉の言い回しが違っ

てくるかと思うんですけれども、小学校全校では同じ内容でアンケートを取っているのか、また中学校もそうなのか、教えてください。

指導課長。

指導課長 基になる書式は指導課としてお示しをしました。ただ、学校の状況や小中学校の子どもたちの発達段階に応じて若干変えているところはあるかと思えます。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

若干変えていても、根っこは基本的には一緒だという理解をいたします。ほかに。

三戸委員。

三戸委員 4ページの長期欠席の状況について1点お伺いしたいのですが、新型コロナウイルスの感染を回避という形で自発的な長期欠席、昨年度は37名ということで、通常授業が始まってこのぐらいおられたということなんですが、これも今年度半分以上終わってまいりまして、令和4年度ですとこういった児童生徒さんというのはまだおられるのかどうか、もし分かっておられましたら教えてください。

教育長職務代理者 指導課長。

指導課長 具体的な数字はまだ把握はしておりませんが、一部いるような話は報告としては上がっております。

以上です。

教育長職務代理者 三戸委員。

三戸委員 ありがとうございます。ちょっと心配しているのは、コロナがきっかけで、コロナと言っていて長期欠席なのと、令和4年度になってこうした場合に、オフィシャルに言っている言い方はコロナですけれども、ちょっと違う理由も併せて行きにくくなっている、登校すること自体に違和感とか恐怖感があるという生徒児童がおられるのではないかなというふうに危惧しておりますので、現場におられる先生方その辺りは重々承知かと思えますけれども、数字で見えたものだけでなく、そういったところも引き続きケアをしていただければと思います。よろしく願いいたします。意見です。

教育長職務代理人　ほかに。
北川委員。

北川委員　ちょっといじめに戻りますが、なぜ増えたかということはこういう解釈でよろしいでしょうか。アンケート内容は変わっていない。もちろん、子どもたちが答えたときに、いじめの定義もしっかり話をしているんですが、私の経験で言うと、そこに書いてあるものを子どもたち一人一人に確認すると、これはいじめとは言えないよねというようなものが結構、過去我々の感覚としてあって、これまでは消しちゃったけれども、あれはいじめだねということで報告が増えたというふうに私は認識しているんですが、そんな形の解釈でよろしいでしょうか。

教育長職務代理人　指導課長。

指導課長　委員のおっしゃるとおりだと思います。いわゆる社会通念上のいじめという概念を取っ払って、法に基づいていじめを認知しましょうということを経験まで指導課としても各学校に指導してきたので、それがしっかりと定着してきたかなということだと思います。
以上です。

教育長職務代理人　北川委員。

北川委員　ありがとうございました。

教育長職務代理人　ほかに。
すみません、私のほうから。1ページ目と2ページ目のところなんですけれども、生徒間暴力の状況ということで発生件数2件、これは生徒間ということなので、AさんとBさんが暴力行為をお互いにした、これで1件というカウントでよろしいのでしょうか。登場人物としては、2件というのは4人とかになっているのでしょうか。
指導課長。

指導課長　暴力を行った人数ですので、暴力を行った人が2名で2件になっています。
以上です。

教育長職務代理人　ありがとうございます。
この生徒間暴力についてはもう解決したという認識でよろしいでしょうか。

指導課長。

指導課長 これにつきましては、学校のほうで早急に対応し、解決に至っております。以上です。

教育長職務代理者 分かりました。ありがとうございます。
引き続き器物損壊のほうの小学校の1件なんですけれども、こちらの内容はこういった内容だったのでしょうか。
指導課長。

指導課長 これは、あるお子さんが苛立ちから、市が貸与しているタブレットをたたきつけて壊してしまったということの器物損壊でございます。その要因は様々そのときあったようなんですが、一度クールダウンさせて振り返らせて、そういったことはしないようにという指導は当然学校もしていますし、保護者のほうも、その件については大変申し訳なかったということで、学校にもきちんと謝罪をしてくださっているということで、解決とは言いませんけれども、それ以降はそのお子さんが同じようなことはしていない。周りにも、器物損壊によってけが人は出ていないという状況でございます。
以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。
ちなみに、低学年、高学年、何年生でしたか。
指導課長。

指導課長 中学年でございます。

教育長職務代理者 分かりました。ありがとうございます。
ドアのガラスを割っちゃったとか消火器で何かしたじゃなく、タブレットのたたきつけということで、最近の器物損壊がこういった形で出たのかと思いました。
ほかに。
吉田委員。

吉田委員 いじめのところの3番、令和3年度の調査なんですけど、いじめを認知してから3か月以上経過しているものということで、今、令和4年度で、3か月以上経過している、小学校141件、中学校6件、これは解消済みかどうか教えてください。

教育長職務代理者 指導課長。

指導課長 3の表の解消に向けて取り組み中案件の左側「いじめを認知してから3か月以上経過しているもの」というところの捉えかと思いますが、こちらについて全件解消しているかというところは、今年度の調査に関わってくるところなので、全ての案件が解消しているかというのは現段階ではお答えできませんが、ある一定の期間が必要だということと、それからある一定の期間何もなかったけれども、また再発したというケースもゼロではないと思うので、全てが解決しているかどうかというのは今後きちんと確認する必要があるものと認識しております。

以上です。

教育長職務代理者 吉田委員。

吉田委員 これは令和3年度で調査しているもので、今令和4年度で解決したかどうか、今後注意深く見ていただきたいなと思いました。

以上です。

教育長職務代理者 ほかに。

(なしの声あり)

教育長職務代理者 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、報告事項3「放課後子ども教室」におけるサービスの拡充についてを生涯学習課長より説明をお願いいたします。

生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、お手元資料の報告事項3をお開きください。「放課後子ども教室」におけるサービスの拡充についてということでご報告をさせていただきます。

市ではこれまで、児童館、学童クラブ及び放課後子ども教室により、「放課後の児童の安全・安心な居場所」を確保してまいりましたが、令和5年度より「放課後子ども教室」のサービス拡充に向け、「おやつの提供」及び「利用時間延長」を下記のとおり試行実施する予定となっております。

基本的事項でございます。

試行期間といたしましては、令和5年4月より令和6年3月までの1年間となっております。

試行内容でございます。

おやつを提供を希望者の方に行わせていただきます。また、利用時間の延長を18時までということで、希望者の方のみ対応させていただきます。

続きまして、利用料金でございます。

おやつを提供につきましては、月単位の事前申込制ということで、1食当たり100円を頂戴することとなっております。なお、こちらの中にはクレジットカード等の決済手数料を含むものでございます。続きまして、利用時間延長ですが、こちらは月単位の事前申込制で無料となっております。

続きまして、利用方法でございます。

おやつを提供につきましては、前月の10日までに月単位で申込みとお支払いをお願いいたします。

利用時間延長につきましては、前月の25日までに月単位で申込みをいただくものでございます。なお、①、②ともにウェブ上のシステム、LoGoフォームから申込み・支払いをいただくこととなっております。支払い方法は、クレジットカードもしくはPayPayのどちらかを選択いただく形となっております。

対象といたしましては、「放課後子ども教室」を利用いただいている登録者の方ということで限定してございます。

今後のスケジュールでございます。

令和4年11月、学童クラブパンフレットに掲載をいたします。

令和5年2月、令和5年度放課後子ども教室利用申込受付と併せて利用者に周知を図ってまいります。

4月より試行実施を開始いたします。以上のようなスケジュールで進めてまいります。どうぞよろしくをお願いいたします。

教育長職務代理者 以上で報告事項3「放課後子ども教室」におけるサービスの拡充について」の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。
吉田委員。

吉田委員 おやつは1食100円なんですけど、どんなものを用意するんですか。

教育長職務代理者 生涯学習課長。

生涯学習課長 おやつなんですけれども、川崎市のほうで実績のございます業者さんに、川崎市のものと同様のような形になるんですが、小分けになっている袋菓子みたいなものを二つぐらい、いわゆる駄菓子を提供するというようなイメージでございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 吉田委員。

吉田委員 ありがとうございます。

事前に申込みということなので、ほかの学童クラブとかは割とおやつが出ると聞いているので、そこに倣う形になるのかなという気がするんですけど、いい取り組みだと思しますので、よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 ほかに。

では、私からなんですけれども、今回試行実施ということで、お試しということになるかと思うんですけれども、令和5年4月から試行実施開始ということで、試行期間は令和6年3月までということになっているかと思うんですが、お試しをした後はどのような形で、よかったね悪かったね、今後も続けようかやっぱりやめようかというようなことを検証する必要があるのかなと思うんですけれども、その辺りのスケジュールというのはどのようにお考えでしょうか。

生涯学習課長。

生涯学習課長 今回の試行実施に当たりましてアンケート等は実施をさせていただいているんですけれども、LoGoフォームを使ったアンケートをまた適時実施をさせていただいて、結果の検証のようなことをさせていただきながら、課題等も解消しながらということで、本格実施に向けて進めてまいりたいと考えております。

詳細にいつの時期にアンケートしようというところまでまだ打合せというか、決定が済んでいないところなんですけれども、そういったようなアンケートを経て利用者の声等を確認しながらということでやらせていただきたいと考えております。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

いいことかなというふうには思っておりますので、ぜひ検証して、よりよい形で本格実施につながればいいかなと思っております。

以上です。

ほかに。

北川委員。

北川委員 検証というか、試行ということなのですが、課題に感じていらっしゃることはありますか。申し込んでいる子と申し込んでいない子で、お菓子を食べている子と食べない子がいるのが、何となく大丈夫かななんてちょっと思ったり

したもんですから、そのご質問です。

教育長職務代理者 生涯学習課長。

生涯学習課長 今ご心配いただいた部分というのはまず一つあるかと思えます。また、アレルギーの問題等もあるかと思えます。うちはおやつを食べさせない方針なんだというご家庭もいらっしゃるのかなど。また、本当はおやつに1日100円出すのはちょっと痛いんだけど、友達が食べているというと食べさせてあげなくちゃいけないのかしらみたいなどころもあったりします。

そういったところも全部、いろいろと課題ですとか、ご要望ですとか、人によって考え方も様々だと思えますので、全体としてどのようなお考えになるのかというところをアンケート等で把握をさせていただき、また私どものやりにくさですとか、そういった運用面のところの、例えば先ほどのお話であれば、ついたてがあれば少し目隠しになるのかなですとか、そういったところも含めた中で一番スムーズにやるにはどんな方法がいいのかということを検証させていただくための1年間ということで、試行実施をさせていただく形で課題を解消してまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育長職務代理者 北川委員。

北川委員 ありがとうございます。課題ばかり考えると何もできなくなっちゃうので、ぜひ試行していただければと思います。よろしくお願いします。

教育長職務代理者 ほかに。

(なしの声あり)

教育長職務代理者 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、報告事項4「第四次稲城市生涯学習推進計画(案)」について」を生涯学習課長より説明をお願いいたします。

生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、私のほうから、報告事項4につきましてご報告をさせていただきます。

お手元の資料は、報告事項4をご覧ください。

「第四次稲城市生涯学習推進計画(案)」について、ご報告をさせていただきます。

「第四次稲城市生涯学習推進計画」につきましては、令和5年3月の策定を目指し、社会教育委員の会議を中心に策定作業を進めてまいりました。

このたびは、計画案及び今後の予定についてご報告をさせていただきます。初めに計画策定の趣旨でございます。

第一次から第三次計画により培われてきた人材・仕組み・土壌等の継承と一層の発展を通じ、SDGs・少子高齢化・感染症の大規模流行を契機とした生涯学習のあり方・経済環境の変化等の時世を踏まえた課題に対応する計画となっているものでございます。

続きまして、計画の目的でございます。

市民の生涯学習についての機会や環境を整備いたします。

続きまして、計画の期間でございます。

こちらは5年間となっております。具体的には令和5年度から令和9年度でございます。

続きまして、計画の位置付けでございます。

本計画は、第五次稲城市長期総合計画の分野別個別計画として、生涯学習を具体的に推進していくための取組を明らかにするものであり、市の諸計画の教育・学習的な側面を抽出し、総合的に生涯学習の推進を図ってまいります。

続きまして、計画の範囲でございます。

社会教育及び自主的な生涯学習を主な計画範囲といたします。

続きまして、基本理念等でございます。

基本理念は、自己実現・共生・稲城らしさ、こちらは第一次計画からの継承でございます。

続きまして、メインテーマ、Iらしさの発見、Iのまち“いなぎ”の創造、こちらも第一次計画からの継承でございます。

続きまして、サブテーマ、市民が活躍する“にないあい”のまちづくり、こちらは第四次計画の新規サブテーマでございます。

続きまして、第三次計画からの策定上の変更点でございます。

初めに、簡便で読みやすい内容に整理することによりページ数の圧縮を図りました。

続きまして、社会教育委員の会議にて主な検討を行い、社会教育施設利用者アンケートや公民館運営審議会を通じご意見を聴取させていただきました。

続きまして、コンサルタントへの策定支援委託を行わず、職員による策定を行いました。

最後に、計画の印刷を行わず、市ホームページにデータを掲載させていただく予定となっております。

続きまして、計画策定の経緯でございます。

令和3年11月から12月に社会教育施設利用者へのアンケートを実施し、その結果をもとに社会教育委員の会議を中心に計画案を検討。その後、公民館運営審議会により意見を聴取し、令和4年12月より市民意見公募を開始する予定となっております。

最後に、今後の予定でございます。

12月初旬、市民意見公募を開始いたします。

1月中、市民意見公募への意見に対する市の考え方の公表及び必要な反映を図ります。

3月中、計画を決定するものでございます。

概要といたしましては、今のような形となっております、続きまして、計画本体を見ながら内容のご説明等をさせていただければと思います。

1ページおめくりいただいてよろしいでしょうか。

なしのすけ君が看板を持っているような表紙「デザイン作成中」という画面からご覧ください。

まず、目次のほうで全体の構成をご説明させていただければと思いますので、ページ番号はないんですけども、1ページおめくりいただくような形で、目次をご覧ください。

初めに、第1章「稲城市が目指すもの」でございます。

趣旨や目的、期間、計画における基本実施事項のご説明等を記載させていただいております。

続きまして、第2章「稲城市の生涯学習の現状と課題」でございます。

施設整備状況や統計から見た生涯学習団体の活動状況、市民アンケート結果等の現状と、文部科学省の白書や他自治体の類似計画等を参考とした課題を取り入れた大きく分けて三つの課題となっております。

続きまして、第3章「“にないあい”のまちづくりへの取組」でございます。

一次計画を策定した際に設定いたしましたメインテーマから、第四次計画にて設定いたしましたサブテーマまでを、施策目標から課題に対応した重点施策までつながる形で記載をいたしました。

続きまして、第4章「市民の生涯学習支援施策」でございます。

広報を含めました全庁の生涯学習、社会教育的な側面を持った施策が掲載されておりまして、基本的には前回の三次計画の更新データとなっております。

続きまして、第5章「計画の評価」でございます。

こちらは定番の記載なんですけれども、PDCAサイクルなどについて触れておりますが、一部他自治体計画などを参考にしつつ、評価の対象を絞る記載を行っておりまして、後ほどご説明をさせていただきます。

最後に資料となっております。

策定委員会を担っていただいた社会教育委員や副市長をトップとした推進本部会議のメンバー表、また用語解説等を掲載させていただいております。

それでは、実際に計画の内容について、少し章を追いながらご説明をさせていただきたいと思っております。

1 ページおめくりをいただきまして、1 ページ目をお開きください。

第1章「稲城市が目指すもの」、「1 計画策定の趣旨」でございます。

一から三次計画により培われた人材・仕組み・土壌等の継承と一層の発展を通じ、SDGs・少子高齢化・感染症流行下における生涯学習のあり方等現在テーマに対応した計画とする旨を記載いたしました。

続きまして、「2 計画の目的」でございます。

本計画は、市民の生涯学習の機会や環境を整備することを目標としております。

続きまして、「3 計画の期間」でございます。

基本の計画期間を5年とし、計画に係る大きな社会情勢の変化等があった場合には適宜見直しを行う旨を記載をいたしております。

2 ページ目にお進みください。「4 計画の位置づけ」でございます。

第五次長期総合計画やその他計画と生涯学習・社会教育的な側面によって連携する旨を記載しております。

続きまして、「5 計画の範囲」でございます。

本計画では、「生涯学習」、「社会教育」を主な計画の対象範囲といたしますが、係る施策が他計画に記載されている場合には、それぞれに市民意見を聴取する審議会や計画等があることから、そちらでの推進を図っていただく旨を記載しております。

1 ページおめくりいただきまして、3 ページにお進みください。

「6 関係法令や国や都などとの関係性」でございます。

憲法に基づく「教育を受ける権利」や法に基づく自治体の責務等について記載をいたしております。

4 ページにお進みください。「本計画の基本理念・テーマ」でございます。

一から三次計画の基本理念、メインテーマを継承しつつ、サブテーマ「市民が活躍する“にないあい”のまちづくり」について、その実現を目指す旨を記載をいたしております。

5 ページにお進みください。

第2章「稲城市の生涯学習の現状と課題」でございます。こちらからは特筆すべき内容に絞ってご案内をさせていただきます。

こちらのページには、「1 稲城市の生涯学習基盤」として、施設整備状況を記載いたしました。

続く6から8ページ目には、「2 市民の生涯学習の活動状況」として、生涯学習に係る統計的な情報を掲載いたしました。

続きまして、9から13ページ目につきましては、令和3年11月から12月に実施いたしました1,000人対象、有効回答786人の市民アンケート結果を掲載させていただきました。

14から19ページ目につきましては、これまでの稲城市の生涯学習の計画の成果として、一から三次計画にて培われ四次計画にて継承と一層の発展を図る事業、制度等を記載いたしました。

少し飛んで20ページのほうまでお進みください。

「5 稲城市の生涯学習を取り巻く課題」でございます。

こちらは挙げれば切りなく挙がる課題ではございますが、リード文に沿ってそれらに触れつつ、大きく分けて三つの課題として捉え整理をいたしております。

初めに「課題1 誰もが利用しやすい施設づくり」でございます。

既存施設の有効利用と包摂的な受講環境の整備手段として、ICTの推進、また利用しやすい施設運営等を課題として記載いたしました。

続きまして、「課題2 学習意欲の向上・様々な学習要望への対応」でございます。

SDGs、人生100年時代、少子高齢化等様々なテーマや受講者の状況への対応につきまして、講座内容や実施形態の多様化により裾野が広がるよう取り組むことを課題として記載をいたしました。

続きまして、21ページにお進みください。

「課題3 生涯学習を通じたまちづくり・人づくり」でございます。

市は、市民等との協働により生涯学習を推進してきた経緯があり、持続可能性の観点や災害対策など地域独自のテーマについては、市民との協働が必要である旨を課題として記載をいたしました。

続きまして、22ページ、23ページのほうにお進みください。

2ページにまたがった施策体系図となっております。様式といたしましては、先達の緑の基本計画の体系図を模した形となっております。

22ページのほうに記載がございますメインテーマから、23ページの右端にあります本計画独自のサブテーマまで、間に課題に対応した重点プロジェクトと全庁の施策を挟むことで、目標、課題、施策がつながったような、そんな構成としてつくらせていただいております。

24ページにお進みください。

先ほどの体系図に記載いたしました重点プロジェクトでございます。

さきに出てまいりました課題1から3に対応する形で、「場」の整備、裾野の拡大、担い手の確保の三つを記載いたしました。

25ページにお進みください。「場」の整備として、公共施設の維持・管理、郷土資料室の充実、ICTの推進を通じたWeb配信や受講の環境整備について記載をいたしました。

26ページにお進みください。

学習者の裾野の拡大として、稲城市の様々な学習機会の提供や、稲城市行政以外の様々な学習機関との連携、ICT推進を通じたWeb配信講座の実施について記載をいたしました。

27ページにお進みください。

地域づくりの担い手として、人材バンクの活用や駒沢女子大学様との連携による担い手の参加促進、子ども・若者サポーター養成プロジェクトの継続、シニアサポーター養成プロジェクトの推進について記載をさせていただきました。

28ページにお進みください。

ここから47ページまでは、大分飛ぶんですけれども、体系図に基づく全庁的な施策の掲載をさせていただいております。

ところどころ飛ばし飛ばしで見ていただきますと、コラムが掲載されているかと思えます。市の特徴的な事業やオンライン講座の開催といった目指す取組等について解説をさせていただきました。こちら個々の施策内容につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、46ページにお進みください。

「2 稲城市行政以外が行う生涯学習事業」でございます。

市内の他団体や国、近隣自治体、広域連携等について記載をさせていただきました。

47ページにお進みください。

第5章「計画の評価」でございます。

P D C Aサイクル等について記載を行っておりますが、肝の部分といたしまして、「2 計画の評価の方法」をご覧ください。

こちらでは、他自治体計画等を参考にさせていただき、他計画と重複した施策の記載がある場合の評価につきまして整理をさせていただいたものでございます。個々の施策につきましては、本計画以外に主たる計画がある場合には、そちらの計画による進行管理を基本とし、本計画では課題に対応した重点プロジェクトを中心に評価を行う旨を記載しております。

48ページにお進みください。

以下、関係者の方の名簿ですとか策定の経過、用語の解説、SDGsとの関係表等を記載しております資料となっております。

以上、第四次稲城市生涯学習推進計画（案）の報告を終わらせていただきます。

教育長職務代理者

以上で、報告事項4「第四次稲城市生涯学習推進計画（案）」についての詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

三戸委員。

三戸委員 大変な資料というか、検討をまとめられて苦労されたかと思います。

1点ちょっと気になりましたのが、アンケートですね。9ページ、市民アンケート結果というところで、実際に生涯学習を行っている市民の方1,000人を対象に調査を行って、有効回答数もかなり得られておりますが、実際使う方に対しての意識というのはこの中で非常に読み取れてくると思うんですが、恐らくもともと使っていらっしゃる方たち以外のご意見というのが実は大事ではないのかなというふうに感じましたが、こういう方たちに向けてのアンケート等をしましょうというようなことが審議会の中で議論されたのか、またもしされておられましたら、ちょっと難しいということに至った理由がありましたら教えてください。

教育長職務代理人 生涯学習課長。

生涯学習課長 11ページのほうをご覧くださいよろしいでしょうか。「家族・友人の生涯学習の支障」という項目になってございます。

こちらが、そちらの施設にお越しになっている方の中で、ご家族ですとかご友人の方が生涯学習を受けるに当たって何か障害になっていることがないでしょうかというような形で照会をさせていただいている項目となっております。

もちろん、おっしゃられるとおり、お越しいただいている方はそれなりに納得をさせていただいているので、いい回答が集まってしまうような傾向にはあるかもしれないんですけども、そういった方だからこそ、まさに使っている中での実体験の中でご不満を持たれるとか、もっとこういうふうになったらいいのになというようなところを中心に今回は集めさせていただいたということでございます。

また、今後は市民意見公募等も行つてまいりますので、そういった中でのご意見ですとか、社会教育委員の会議ですとか、そういった中の方からも広くご意見を頂戴しておりますので、そういった中と併せまして全体のご意見をいただいているのかなという解釈でございます。

以上でございます。

教育長職務代理人 三戸委員。

三戸委員 ご説明ありがとうございました。

評価のところにも、今後は新しい方の参加がテーマということの特を挙げられておりましたので、使っていない方はどうして興味を持ってもらえないのかというところが今後非常に重要になってくると思います。そういったと

ころを、今後意見を集められる機会もあるとのことですので、ぜひお話を伺っていただければと思います。

以上です。

教育長職務代理者

ほかに。

北川委員。

北川委員

うまく言えるかどうか、整理されていないんですけど、今回新しい計画の中で「にないあい」というのが、とても私いいことだと思うんですね。市民の中で担い合っていくという。今までの生涯学習というのは、受ける側がメインの感じがするんですが、今度は生涯学習をつくっていく側も担っていくという印象で私は取りました。その方向を強く押し出していかないと、ただ受け身ばかりで、講師の人を選定してという話になると、今までどおりだなという感じがしました。

ある人が何か教育をつくっていこうという側に立ったときに、それは学校教育との連携も当然出てくるんですね。だから、あまりそこは生涯学習という形の範疇ではないかもしれないんですけど、社会に開かれた教育課程みたいな考え方の中で、地域の人たちが学校教育も一緒に担っていきましようというところと地続きになっていると私は認識しています。

その中で、力のある人とか、地域とあまりつながりがなかった人たちが役に立って、その中でやりがいを持っているとか、子どもたちの役に立つことによって人生が豊かになっていくみたいな、そういう効果もどんどん出てくるので、その辺のところ指導課とも連携しながらやっていただけたらなと思っているのですが、いかがでしょうか。

教育長職務代理者

生涯学習課長。

生涯学習課長

ご意見ありがとうございます。

当方にも人材バンクですとか、宅配便講座ですとか、そうした知恵をお持ちの方というんでしょうか、そういった分野について卓越した才能をお持ちの方々に広く講座を実施いただいている仕組みもごございます。また、生涯学習宅配便講座というのとはちょっと別にはなってくるんですけども、放課後子ども教室等の場において、地域のほうでご活躍の方にお越しいただいて、例えば最近ですとマジックを紹介してもらおうとか、そんなことをやっていただいたりしていますので、広い意味での生涯学習というところでも連携を図らせていただきたいと考えております。

教育長職務代理者

北川委員。

北川委員 ありがとうございます。
人材バンクを学校で活用しましょうねというような周知みたいなことはされているのでしょうか。

教育長職務代理者 生涯学習課長。

生涯学習課長 ご照会があればご紹介をさせていただいたりですとか、その機会ではご案内はさせていただいているんですけれども、もう少し頑張ります。

教育長職務代理者 北川委員。

北川委員 私がちょっと知っている若葉台の体育振興会ですね。例えばボッチャをやりたいという小学校の要望があったときに、それに応えて出かけて行って教えるみたいなことをしているんですね。だから、もう少し広く登録してもらえるといいのかなというふうな印象は持っています。お勉強会みたいなところじゃないところで、こんなこともできますよという団体も含めて登録してもらおうのもどうかなんていう構想も含めて、とてもいい方向だと思いますので、ぜひ教える側のやりがいみたいなところも視野に入れながら進めていただければと思っております。よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 ほかに。
私から1点質問なんですけれども、49ページの生涯学習推進本部会員名簿のところなんですけれども、副本部長というのは教育長じゃなく職代でいいんですか。
教育部長。

教育部長 今現在の状況で役職名を書いたと思うんですが、こちらについては、本部会議設置要綱の名簿を載せようかと思っておりますので、副本部長を教育長に改めさせていただきます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。
ほかに。

(なしの声あり)

教育長職務代理者 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて、閉会といたし

ます。

(午後 3 時40分閉会)